

公 示

下記のとおり海上保安庁広報用動画制作業務の提出を招請します。

平成28年10月3日

海上保安庁政務課長 石井 昌平

記

- 1 業務概要
 - (1)業務名 海上保安庁広報用動画制作業務
 - (2)業務内容 海上保安庁の活動を広く国民に紹介し、海上保安庁への魅力感じていただくための動画を制作するものである。
 - (3)履行期限 平成29年3月10日(金)
- 2 企画競争参加資格要件
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当しない者であること。
 - (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
 - (3) 海上保安庁次長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 手続等
 - (1)担当部局 東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁総務部政務課政策評価広報室
03-3591-6361 内線2211
 - (2)説明書の交付期間、場所及び方法 交付期間 平成28年10月3日～平成28年10月24日
交付場所 (1)に同じ
 - (3)提案書の提出期限、場所及び方法 提出期限 平成28年10月24日 10時00分
提出場所 (1)に同じ。
提出方法 送付又は持参すること(提出説明書を参照)。
説明会は実施しない。
 - (4)提案書説明会の日時及び所等 10月24日、25日、26日いずれかの午後(予定)
 - (5)企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁10階入札室等 提案書受領後に該当の社へ個別にご連絡します
- 4 その他
 - (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じ。
 - (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
 - (4) 企画競争選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
 - (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
 - (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
 - (7) 提案が特定されたものは、企画競争の実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
 - (8) その他詳細は説明書による。

以 上 公 示 す る。